

仙台市公告第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第7項第1号の規定により、仙台市都市計画審議会の議を経て指定する区域を次のとおり指定し、平成15年1月1日より施行する。

平成14年12月27日

仙台市長 藤井



1 指定する区域

仙台市市内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域の全部